

# 「尾道 GO(ゴー)！GO(ゴー)！キャンペーン」使用店舗登録申請書兼誓約書

2022 年(令和 4 年) 月 日

店舗名： \_\_\_\_\_ NO. \_\_\_\_\_

尾道 GO(ゴー)！GO(ゴー)！キャンペーンの使用店舗に登録のため下記のとおり申請します。

尾道 GO(ゴー)！GO(ゴー)！キャンペーンに使用店舗として登録する

尾道 GO(ゴー)！GO(ゴー)！キャンペーンに使用店舗として登録しない

※「登録する」にチェックをいただいた店舗様で、今年の「おのみち GO!GO! キャンペーン」又は「レンタ de おとクーポンキャンペーン」「安心ステイおのみち得々キャンペーン」登録時から情報に変更がある場合は下記にご記入をお願いします。変更のない場合はご記入は不要です。(変更がない場合でも誓約事項のサインは必要となります)

## 【店舗情報】

FAX:084-926-2321

店舗名	刀がナ
所在地	〒 _____
電話番号	( _____ ) _____
FAX番号	( _____ ) _____
電子メールアドレス	
担当者名	

## 【振込先口座情報】

金融機関名	銀行	労働金庫	本店
	信用金庫	農協	
	信用組合		
	銀行コード	支店コード	1. 普通 2. 当座
口座名義	刀がナ		

## 【誓約事項】

- |  |  |
|--|--|
| 1) 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポン券の換金を行いません。  | 8) クーポン券の取扱に関して尾道市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。   |
| 2) クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での支払いを受けません。  | 9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（ホームページ上に掲載）について同意します。  |
| 3) クーポン券の再販、再流通を致しません。   | 10) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」 |
| 4) クーポン券の偽造・悪用・濫用は致しません。   | 「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、   |
| 5) クーポン券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。  | 「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。  |
| 6) クーポン券の利用期間中【令和4年7月23日(土)～令和4年10月1日(土)】は使用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。 | 「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。  |
| 7) クーポン券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。                        |  |

私は誓約事項の内容について遵守することを誓約し、使用店舗の登録を申し込みます

令和 年 月 日 店舗責任者氏名

印